

通所介護サービス重要事項説明書

あなたに対する通所介護サービスの提供にあたり、下関市条例第113条（準用第9条）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 やまばと会 員光園
事業所の所在地	下関市大字員光1544番地
代表者名	理事長 伊木 瑞生
電話番号	083-248-5115
設立年月	平成3年7月

2 ご利用事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所
事業所の名称	デイサービスセンター員光
指定番号	3570100598号
所在地	下関市大字員光1544番地
管理者	伊木 瑞生
電話番号	083-248-5115

3 ご利用事業所の目的及び運営方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に提示、介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの提供ができる体制を整えます。

利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について、分かりやすく説明します。

地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護事業者、他のサービス事業者、その他の医療機関との連携に努めます。

提供するサービスの第三者評価の実施無し。

4 ご利用事業所の職員体制

管理者	1名（兼務） (常勤 1名)	勤務時間 8：30～17：30
-----	-------------------	-----------------

管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に対し、指揮命令を行なうものとする。

生活相談員	3名（兼務） (常勤 3名)	勤務時間 8：15～17：15
-------	-------------------	-----------------

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、センター内のサービスの調整、居宅介護支援事業所などほかの機関との連携において必要な役割を果たす。

介護職員（常勤） 8名以上（内3名兼務） 勤務時間 8：15～17：15
 （常勤 8名）

介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

看護職員	1名以上（兼務）	勤務時間
	(非常勤 2名)	8：40～16：40
		8：40～15：40
		8：40～12：40

看護職員は、健康チェック等を行なうことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行なう。

機能訓練指導員 1名以上（兼務）
 （非常勤 2名） 8：40～15：40

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

管理栄養士 1名（兼務） 勤務時間 8：30～17：30
 （常勤 1名）

給食の栄養に関する事及び低栄養状態にある、要支援者に対し、個別の栄養ケア、マネジメントを実施し、栄養の改善に努める。

調理員 1名以上（兼務） 勤務時間 8：30～17：30
 （非常勤 2名）

利用者一人一人の食事形態・身体状況を把握し、配膳を行う。

5 定員 1日 35名

6 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、12月31日～1月3日を除く）
受付時間	8：15～17：15
サービス提供時間	9：20～16：40

7 送迎

送迎の実施地域 下関市内（旧下関市）

8 利用料

地域単価（その他） 1 単位 = 10.00 円

時間単位 6 時間～7 時間未満

1割負担額の利用料金（単位数）が記載されています。利用負担割合が2割の場合は記載料金（単位数）の2倍、3割の場合は記載料金（単位数）の3倍となります。

【介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（介護予防通所介護相当）】

・要支援1・事業対象者	436 単位／回
月4回超の場合	1798 単位／月（上限）
・要支援2・事業対象者	447 単位／回
月8回超の場合	3621 単位／月（上限）

〔加算単位〕

・科学的介護推進体制加算	40 単位／月
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 88 単位／月 要支援2 176 単位／月
・口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位 1回まで／月
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数の92／1000

*科学的介護推進体制加算は科学的介護情報システムのデーター提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

*サービス提供体制強化加算はサービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業所に認められる加算です。

*介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上の取組を行う事業所に認められる加算です。

〔減算単位〕

・送迎減算 片道につき 47 単位 往復につき 94 単位

*送迎減算は、事業者が送迎を実施していない場合（家族が送迎を行う場合）

【通所介護】

（1）所要時間3時間以上4時間未満

要介護1	370 単位
要介護2	423 単位
要介護3	479 単位
要介護4	533 単位
要介護5	588 単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満

要介護1	3 8 8 単位
要介護2	4 4 4 単位
要介護3	5 0 2 単位
要介護4	5 6 0 単位
要介護5	6 1 7 単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満

要介護1	5 7 0 単位
要介護2	6 7 3 単位
要介護3	7 7 7 単位
要介護4	8 8 0 単位
要介護5	9 8 4 単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満

要介護1	5 8 4 単位
要介護2	6 8 9 単位
要介護3	7 9 6 単位
要介護4	9 0 1 単位
要介護5	1 0 0 8 単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満

要介護1	6 5 8 単位
要介護2	7 7 7 単位
要介護3	9 0 0 単位
要介護4	1 0 2 3 単位
要介護5	1 1 4 8 単位

〔加算単位〕

・科学的介護推進体制加算	4 0 単位／月
・入浴介助加算Ⅰ	4 0 単位／日
・個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	5 6 単位／日
・個別機能訓練加算Ⅱ	2 0 単位／月
・サービス提供体制強化加算Ⅰ	2 2 単位／日
・口腔機能向上加算（Ⅱ）	1 6 0 単位 2回まで／月
・介護職員待遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数の92／1000

*科学的介護推進体制加算は、科学的情報システムへのデーター提出とフィードバックの活用によりP D C Aサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

*個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、

フィードバックを受ける加算です。

*サービス提供体制強化加算は、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士の割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業所に認められる加算です。

*介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上の取組を行う事業所に認められる加算です。

[減算単位]

・送迎減算 片道につき 47 単位 往復につき 94 単位

*送迎減算は、事業者が送迎を実施していない場合（家族が送迎を行う場合）

《介護保険の給付対象外サービス（利用者自己負担）》

・食事代：1食 670 円

その他の利用者自己負担 別紙掲載

9 サービス利用に当たっての留意事項

1 サービスの利用日に利用者に対して健康チェックを行い、利用不適当を認めた場合は、利用を拒否できるものとする。

2 他の利用者に対し著しく迷惑行為があった場合は、利用を拒否することができる。

3 初回利用時又は、必要と認められる場合は、健康診断を実施する。

4 サービスの利用において安全上問題が認められる場合は、利用を中止、延期することもある。

5 利用を中止する場合は、前日までに連絡することを原則とする。

6 利用料の支払いを1ヶ月以上延納した場合は、一時的に利用を中止することもある。

7 利用者がサービスを受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

一 被保険者証の提示

二 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出

三 利用料その他費用の支払い

四 介護計画書の作成と説明

五 その他

10 虐待の防止について

事業所は利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見の為、次の措置を講じます。

1 虐待の防止に係る責任者を選定します。

役職：主任生活相談員、中野 希美恵

1 1 苦情申立窓口

○ご利用事業所ご相談窓口

住 所 下関市大字員光1544番地
 T E L 083-248-5115
 F A X 083-248-5118

受付時間 午前8時30分～午後5時30分
 (日曜日、年末年始を除く)

苦情処理担当者 中野 希美恵

○下関市福祉部介護保険課事業者係

住 所 下関市南部町1番1号下関市役所本庁舎西棟2階
 T E L 083-231-1371
 F A X 083-231-2743
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 (土、日、祝日、年末年始を除く)

○下関市福祉部長寿支援課支援係

住 所 下関市南部町1番1号下関市役所本庁舎西棟2階
 T E L 083-231-1340
 F A X 083-231-1948
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 (土、日、祝日、年末年始を除く)

○山口県国民健康保健団体連合会

住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館
 T E L 083-995-1010
 F A X 083-934-3665
 受付時間 午前9時00分～午後5時00分
 (土、日、祝日、年末年始を除く)

1 2 緊急時及び非常災害時の対応

- ・ 指定通所介護事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 指定介護事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・ 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提出を行なっている時に、利用者の様態の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医或いは協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行なうものとします。

- サービス提供時間中に天災その他の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等、適切な措置を講じます。
- 事業所は、消火設備、非常放送設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害時に対して具体的な防災計画等をたて職員及び利用者の方々が参加する訓練を定期的に実施します。

1.3 緊急時の対応方法

利用者の主治医または利用者の利用されている(希望される)総合病院への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	診療科・医師名	
	所在地	
	電話番号	
利用者のご利用 (ご希望)される 総合病院	医療機関の名称	
	診療科・医師名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	1 氏名	
	住所	
	電話番号	
	2 氏名	
	住所	
	電話番号	
ケアマネージャー	氏名	
	事業所名	
	電話番号	